

# 国民健康保険制度改革の概要

国民健康保険室

## 1 趣 旨

国民健康保険が抱える構造的な問題（年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低い、保険料負担が重い等）の解決を図り、国民健康保険制度を将来にわたって持続可能な制度とする。

## 2 効 果

- 財政運営の県単位への拡大や県財政安定化基金の設置等により、財政的に安定する。
  - ・ 高額医療費の発生等小規模保険者のリスクを分散し、急激な保険料負担増を回避する。
- 県及び市町村の共通認識による一体運営を推進するための国保運営方針を定めることにより、市町村事務遂行の効率化・標準化が図られる。

## 3 内 容

### （1）国等の公費拡充による財政基盤の強化

- 総額約3,400億円の公費投入

（H27～低所得者対策の強化 1,700億円、H30～保険者支援等 プラス1,700億円）

### （2）都道府県単位の財政運営による事業運営の安定化

- 都道府県が市町村とともに共同運営（役割分担の明確化）

【都道府県】財政運営の責任主体（納付金額の決定・徴収、保険給付費等の交付）

【市町村】住民に身近な業務運営（保険料率の決定・賦課徴収、給付、資格管理、保健事業）

※県及び市町村の共通認識による一体運営を推進するため「国保運営方針」を策定

- 納付金制度導入による財政運営

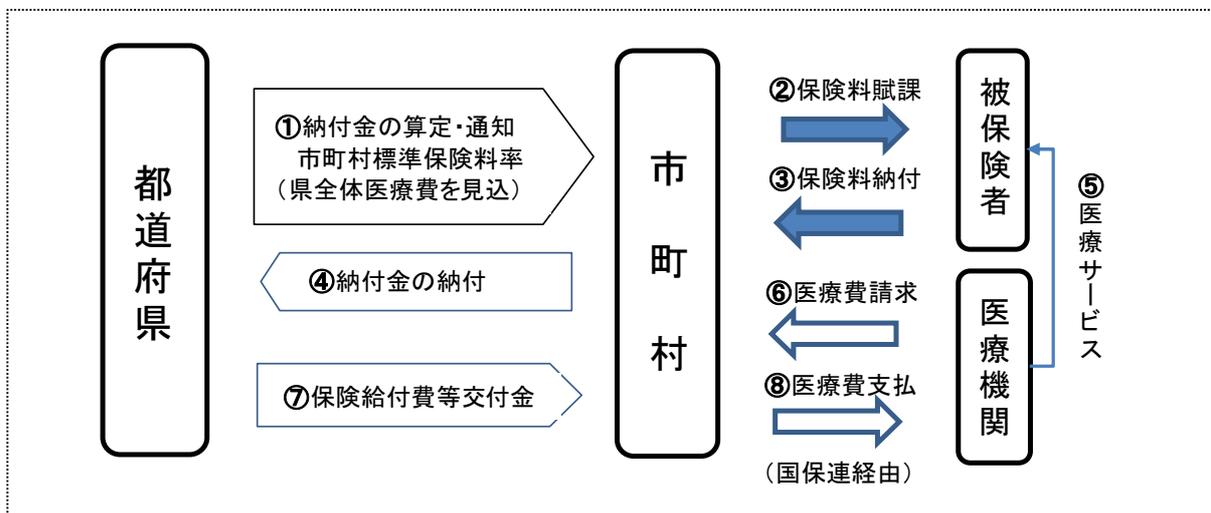
市町村単位（被保険者個人の支え合い）⇒ 県単位（市町村間の支え合い）へ

※市町村の負担能力（所得）に応じた納付金の負担とし、市町村の医療費水準による調整が可能な制度

- 保険給付費の急増にも対応できる運営単位

※小規模市町村（保険者）にメリット

### 【新たな財政運営の仕組み】



## 4 納付金及び保険料率の決定方法

### (1) 国民健康保険事業費納付金

- ① 県全体の保険給付費総額から公費等を控除後の金額が納付金総額
- ② 市町村間の公平な負担のために次の3つの指標で個々に納付金額を配分

- 被保険者数に応じた按分
  - 所得水準に応じた按分 < 所得水準が高い市町村は多く：応能負担 >
  - 医療費水準※の反映 < 医療費が高い市町村は多く：応益負担 >
- ※年齢調整後の医療費を使用

### 【市町村納付金の配分イメージ】



### (2) 市町村の保険料率の決定

- ① 県は市町村毎の納付金が集められる「市町村標準保険料率」を算定
  - ※上記の保険料率は、市町村の保険料率が比較できるように統一した算定方式
  - 【例】3方式 ⇒ 均等割（円）、平等割（円）、所得割（%）
  - ※また、実際市町村が採用している4方式による「市町村標準保険料率」も算定
- ② 市町村は上記①標準保険料率を参考に、市町村独自の算定基準により実際の保険料率を決定（条例で規定） [現在の賦課方式は4方式が大半]

## 5 納付金制度導入に伴う措置

### (1) 財政安定化基金の設置

- 医療費の急増や保険料の収納不足等に対応するための貸付・交付

【貸付】医療費増加（県）・保険料収納不足（市町村）

【交付】保険料収納不足〔1／2以内〕（市町村）< 災害等の特別事情 >

※財政安定化基金の積立額は全額国庫負担（全国規模 2,000億円）

### (2) 保険料の激変緩和措置

- 一定の条件の基に保険料負担の増加を緩和
  - ① 県繰入金（現在の県調整交付金）を充当し、納付金額を減額
  - ② 県繰入金の不足を補完するために基金特例分を活用

# 国保制度改革の概要(運営の在り方の見直し)

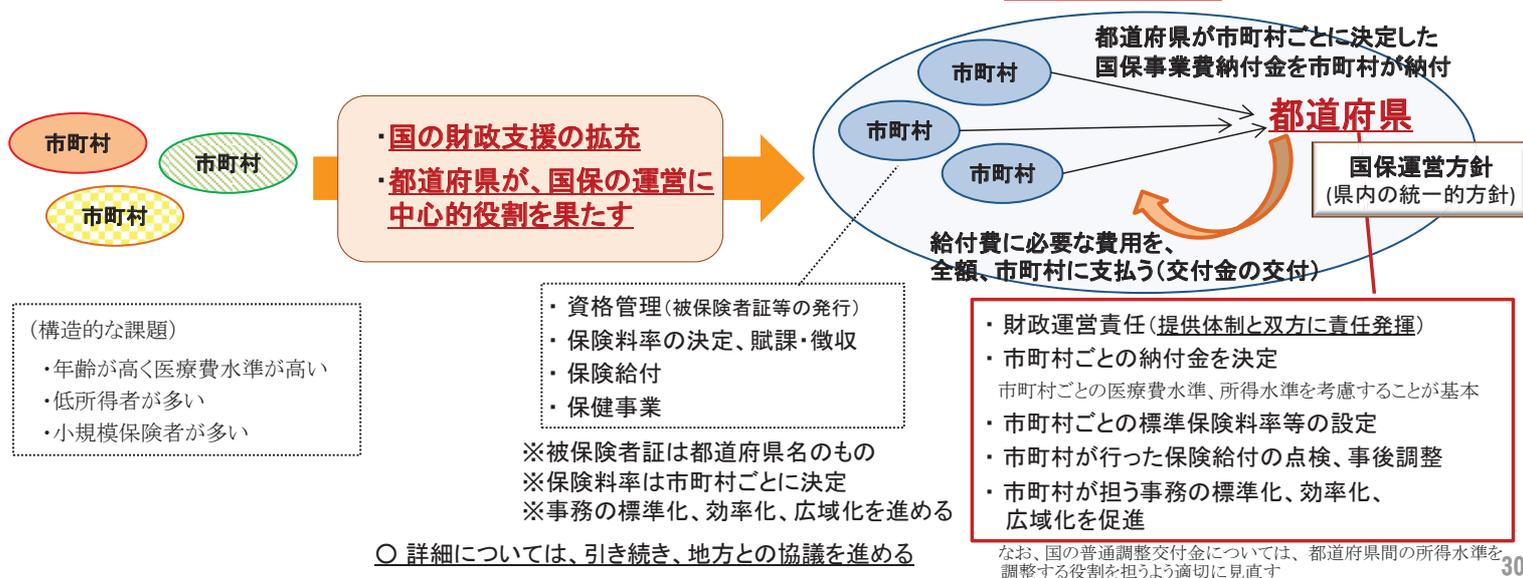
## ○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・ 給付費に必要な費用は、**全額**、都道府県が市町村に交付
- ・ 将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示(標準的な住民負担の見える化)
- ・ 都道府県は、**国保の運営方針を定め**、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

## ○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

### 【現行】市町村が個別に運営

### 【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



## 改革後の国保の運営に係る都道府県と市町村それぞれの役割

改革の方向性		
1. 運営の在り方(総論)	○ 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う ○ <b>都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化</b> ○ <b>都道府県が、都道府県内の統一な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進</b>	
	<b>都道府県の主な役割</b>	<b>市町村の主な役割</b>
2. 財政運営	<b>財政運営の責任主体</b> ・ 市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・ 財政安定化基金の設置・運営	・ <b>国保事業費納付金を都道府県に納付</b>
3. 資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ※4. と5. も同様	・ <b>地域住民と身近な関係の中、資格を管理(被保険者証等の発行)</b>
4. 保険料の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、 <b>市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</b>	・ <b>標準保険料率等を参考に保険料率を決定</b> ・ 個々の事情に応じた賦課・徴収
5. 保険給付	・ <b>給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い</b> ・ 市町村が行った保険給付の点検	・ <b>保険給付の決定</b> ・ 個々の事情に応じた窓口負担減免等
6. 保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援	・ <b>被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施</b> (データヘルス事業等)